

保育料徴収基準額 ※備考欄を必ずご確認ください

階層 区分	定義	徴収金額(月額)												
		3歳未満児												
		保育標準時間						保育短時間						
		右記以外の世帯			ひとり親家庭等			右記以外の世帯			ひとり親家庭等			
		1子目	2子目	3子目 以降	1子目	2子目	3子目 以降	1子目	2子目	3子目 以降	1子目	2子目	3子目 以降	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
2	第1階層を除き当該年度分(4~8月は前年度分)の市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
3	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分(4~8月は前年度分)の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	30,000円未満	7,300円	0円	0円	3,150円	0円	0円	7,100円	0円	0円	3,050円	0円	0円
4		30,000円以上 48,600円未満	10,300円	0円	0円	4,650円	0円	0円	10,100円	0円	0円	4,550円	0円	0円
5		48,600円以上 63,000円未満	14,600円	0円	0円	7,300円	0円	0円	14,300円	0円	0円	7,150円	0円	0円
6		63,000円以上 77,101円未満	19,000円	0円	0円	9,000円	0円	0円	18,600円	0円	0円	9,000円	0円	0円
		77,101円以上 78,000円未満				19,000円						18,600円		
7		78,000円以上 97,000円未満	24,000円	0円	0円	24,000円	0円	0円	23,500円	0円	0円	23,500円	0円	0円
8		97,000円以上 120,000円未満	28,900円	0円	0円	28,900円	0円	0円	28,400円	0円	0円	28,400円	0円	0円
9		120,000円以上 145,000円未満	33,400円	0円	0円	33,400円	0円	0円	32,800円	0円	0円	32,800円	0円	0円
10		145,000円以上 169,000円未満	35,600円	0円	0円	35,600円	0円	0円	34,900円	0円	0円	34,900円	0円	0円
11		169,000円以上 230,000円未満	40,000円	20,000円	0円	40,000円	20,000円	0円	39,300円	19,650円	0円	39,300円	19,650円	0円
12		230,000円以上 265,000円未満	45,700円	22,850円	0円	45,700円	22,850円	0円	44,900円	22,450円	0円	44,900円	22,450円	0円
13		265,000円以上 301,000円未満	51,800円	25,900円	0円	51,800円	25,900円	0円	50,900円	25,450円	0円	50,900円	25,450円	0円
14		301,000円以上 397,000円未満	60,000円	30,000円	0円	60,000円	30,000円	0円	58,900円	29,450円	0円	58,900円	29,450円	0円
15		397,000円以上 及び1~14階層以外の者	72,000円	36,000円	0円	72,000円	36,000円	0円	70,700円	35,350円	0円	70,700円	35,350円	0円

<備考>

- (1) 第3~第15階層における『所得割額』とは、地方税法の規定に基づき計算された額をいいます。ただし、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除の規定は適用しないものとします。
- (2) 次のひとり親家庭等に該当する世帯(第2~第6階層で77,101円未満)については、「ひとり親家庭等」の徴収基準額を適用します(それ以外は「右記以外の世帯」の徴収基準額を適用します)。
  - ①ひとり親世帯
  - ②在宅障害者(児)のいる世帯(ただし施設入所者(児)を除く)
  - ③その他の世帯(特に困窮していると町長が認めた場合)
- (3) 第2~第15階層における同一世帯から2人以上の児童が保育されている場合において、第10階層までは年齢制限がないものの、第11階層以降は小学生までの子どもから第1子として計算します。